

# 3-1 畑作物の本作化対策等<一部公共>のうち 畑地化促進事業

【令和6年度補正予算額 45,000百万円】

## <対策のポイント>

水田を畑地化して畑作物の本作化等に取り組む農業者に対して、畑地利用への円滑な移行を促し、畑作物の需要に応じた生産を促進することを目的として、生産が安定するまでの一定期間、継続的に支援（伴走支援）を行うとともに、畑作物の産地づくりに取り組む地域を対象に、関係者間での調整や畑地化に伴う費用負担（土地改良区の地区除外決済金等）等に要する経費を支援します。

## <事業目標>

麦・大豆等の作付面積を拡大（麦30.7万ha、大豆17万ha [令和12年度まで]）

## <事業の内容>

## <事業イメージ>

### 1. 畑地化支援

水田を畑地化※して、**ア. 高収益作物** 及び **イ. 畑作物（高収益作物以外）** の本作化に取り組む農業者を支援します。  
（※ 交付対象水田から除外する取組をいう（地目の変更を求めるものではない）。以下同じ。）

### 2. 定着促進支援

#### ア 高収益作物

水田を畑地化して、高収益作物の定着等に取り組む農業者を5年間、継続的に支援します。

#### イ 畑作物（高収益作物以外）

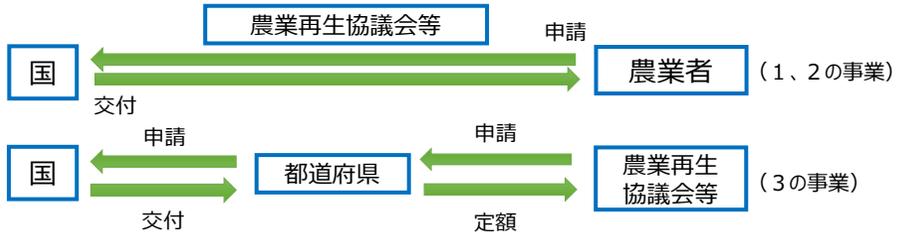
水田を畑地化して、高収益作物を除く畑作物（麦、大豆、飼料作物（牧草等）、子実用とうもろこし、そば等）の定着等に取り組む農業者を5年間、継続的に支援します。

### 3. 産地づくり体制構築等支援

畑作物の産地づくりに取り組む地域を対象に、関係者間の調整に要する経費や土地改良区の地区除外決済金等を支援します。

## <事業の流れ>

営農計画書・交付申請書等の取りまとめ



留意事項：農業者単位等で、取組面積等の評価基準（ポイント）に基づき、予算の範囲内で採択。

## 畑地化支援・定着促進支援

	1 畑地化支援 (令和7年産単価)	2 定着促進支援 (令和7年産単価)
<b>ア. 高収益作物</b> (野菜、果樹、花き等)	10.5万円/10a	・ 2.0 (3.0※) 万円/10a × 5年間 または ・ 10.0 (15.0※) 万円/10a (一括) <small>(※ 加工・業務用野菜等の場合)</small>
<b>イ. 畑作物</b> (麦、大豆、飼料作物 (牧草等)、子実用とうもろこし、そば等)	10.5万円/10a	・ 2.0万円/10a × 5年間 または ・ 10.0万円/10a (一括)

## 産地づくり体制構築等支援

### ① 産地づくりに向けた体制構築支援

畑作物の産地づくりに取り組む地域を対象に、団地化やブロックローテーションの体制構築等のための調整（現地確認や打合せなど※）に要する経費を支援（定額（1協議会当たり上限300万円））

※ 畑地化（交付対象水田からの除外）に際しては、借地の場合には、賃借人（耕作者）が土地所有者の理解を得ることが必要。地域再生協議会において、土地所有者を含めた地域の関係者に対する理解の醸成等の取組を進めていくことが重要。

### ② 土地改良区決済金等支援

令和7年度に畑地化に取り組むことを約束した農業者に対して、畑地化に伴い土地改良区に支払う必要が生じた場合に、土地改良区の地区除外決済金等を支援（定額（上限25万円/10a））



【お問い合わせ先】 農産局企画課 (03-3597-0191)



# 「畑地化促進事業」Q & A

No.	質疑内容	回答	備考
1	当事業の「畑地化」とはどのような行為を指すのか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当事業の「畑地化」は「水田活用の直接支払交付金」の「交付対象水田」からの除外する取組を指します。</li> <li>・現況や地目の変更を要件上、求めるものではありません。</li> <li>・畦畔や用水路等の撤去は事業採択後に行って下さい。</li> </ul>	「畑地化」後は「水田活用の直接支払交付金」の「交付対象水田」に戻すことは出来ない。
2	「畑地化促進事業」の狙いは	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水田を活用して生産しているコメ、麦、大豆など、いずれも「需要に応じた生産」を進めていただくことが重要であり、畑作物の生産が定着した水田においては「畑地化」を進め、水田機能を維持しつつ転換作物を生産する産地は、水稲とのブロックローテーションを進めることで、畑作物の生産性を高めながら、作付けの定着を図っていくことが重要です。</li> <li>・このため、当事業においては、水田を畑地化して畑作物の定着等を図る取組に対し、一定期間の伴走支援を措置するほか、各産地において畑地化やブロックローテーションを推進していくに当たって、話し合いなどの関係者間の調整に要する経費や、畑地化に伴い土地改良区に対して支払う必要が生じる経費（地区除外決済金や協力金）について支援を行うことで、各産地における畑地化の取組などを後押ししていく考えです。</li> </ul>	
3	要望調査の対象者について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当要望調査については、「畑地化」申請する可能性が高いと思われる農地の耕作者又は地権者を抽出して送付しております。</li> <li>抽出方法は、令和6年度において交付金の対象作物である「高収益作物」又は「畑作物」を作付けしている農地の耕作者又は地権者を対象に送付しております。</li> </ul>	全農業者向けとして、市ホームページに要望調査のお知らせを掲載
4	現状、畦畔（外畔・中畔）もしくは用水路や取水設備を有していない農地を畑地化要望できるのか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「畦畔等のたん水設備及び所要の用水供給設備を有すること」が要望時点における要件なので、既に有していない農地は事業の対象外です。また、「水田活用の直接支払交付金」も同様に対象外です。</li> </ul>	

# 「畑地化促進事業」Q & A

No.	質疑内容	回答	備考
5	前年まで「そば」、「大豆」、「野菜」等を作付けしていた農地も「畑地化」要望可能か	・前年度（令和6年度）において主食用米、戦略作物（新規需要米・飼料作物・小麦・大豆等）又は産地交付金（野菜・花き等）等の交付対象となった作物が作付けられている農地であれば可能。	前年度（令和6年度）に不作付は要望不可
6	「畑地化支援」と「定着促進支援」の両方を受給可能か	・受給可能。事業採択となり、畑地化する年を含めた5年間は、畑地化した農地から畑作物等を出荷販売していただくことが要件。 ・なお、「定着促進支援」については受給方式を「一括」か「分割」で選択可能だが、予算の執行状況によっては要望に添えない場合もある。	令和7年度採択場合は、令和7年産～令和11年産が対象
7	何故、現地確認や写真撮影を行うのか	・当事業の要件に、「畦畔等のたん水設備及び所要の用水供給設備を有すること等、水田活用の直接支払交付金の交付対象水田要件を満たしていることを、地域農業再生協議会が確認し、そのことを資料（例：写真等）により客観的に示すことができること」とありますので、事務局が現地へ赴き、申請内容や図面との整合性を確認したり、畦畔等のたん水設備及び所要の用水供給設備を撮影させていただきます。	図面や写真は国へ提出が必要
8	「おおむね団地化された畑地を形成していること」の内容いかん	・別添「事業要件一覧表・団地化要件について」をご確認ください。 なお、基盤整備事業の構想や計画がある農地や水田団地に虫食い上の畑地が点在するような申請内容であった際は、取り下げさせていただきます場合があります。	
9	園芸施設（ハウス等）で、1筆の中にハウス以外の周辺用地（自己保全・作業道・緩衝地など）の面積がある場合、申請可能か	園芸施設（ハウス等）の場合、1筆全体の面積が「畑地化」の対象となる為、ハウス以外（作付面積）の周辺用地（自己保全・作業道・緩衝地など）の面積が栽培を行う上で通常合理的な面積である必要があります。	1筆のうち、園芸施設の面積のみ「畑地化」を行うことは不可

# 「畑地化促進事業」Q & A

No.	質疑内容	回答	備考
10	事業採択後の農地の管理方法について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則、事業採択後5年間（事業採択年を含む）は「畑地化」した農地の全面積を活用して高収益作物又は畑作物のいずれかに取り組んでいただき、出荷販売を行っていただきます。適正管理が確認出来ない場合は返還の対象となります</li> </ul>	
11	何故、地域の関係機関（土地改良区、農業委員会など）からの同意が必要なのか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「畑地化」後は「水田活用の直接支払交付金」の「交付対象水田」から除外されることや、畦畔や用排水路の撤去等も想定されることから、将来の農地利用を考える「農業委員会」と地域の農業用施設の維持管理を担う「土地改良区」からの同意は必要です。</li> <li>・そのため、情報提供の観点から別添の「農業委員会への申出書」及び「土地改良区への申出書」を提出するとともに、自らの足で畑地化申請の旨を「地域の農業委員・農地利用最適化推進委員」や「土地改良区」へ情報共有し、意見調整を行ってください。また、話し合った内容は、別添「地域の話し合い議事録」へ取りまとめてください。</li> </ul>	<p>水田地帯に畑地が点在するような虫食い状の畑地化を避ける</p> <p>畑地化に伴う用排水量の変化等により、地域の利水や治水の面で支障が生じないこと</p>
12	<p>何故、隣接者や近隣の農業者等との合意形成を図る必要があるのか</p> <p>地域の話し合いの内容を議事録で提出する理由いかな</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「畑地化」を円滑に進めるためには、水田地帯に畑地が点在するような虫食い状の畑地化が行われるなど、後々地域内にてトラブルにならないようにすることが重要です。</li> <li>・事後的にトラブルにならないようにするために、「畑地化」に対する合意が確認出来る議事録（地域の話し合い議事録）等の客観的に合意形成が確認出来る資料を作成し、提出して下さい。</li> </ul>	
13	<p>耕作者と土地所有者との合意が得られないまま、耕作者の独断で畑地化（交付対象水田から除外）の取組を行った場合、土地所有者とトラブルになるのではないかと</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・畑地化（交付対象水田からの除外）の取組に際しては、借地の場合には、賃借人（耕作者）が土地所有者（未相続の場合は相続人の代表者）の理解を得ることが必要です。別添の「地権者（土地所有者）からの同意書」を活用して同意を得て下さい。</li> </ul>	

# 「畑地化促進事業」Q & A

No.	質疑内容	回答	備考
14	当事業は、土地所有者も活用可能か	・ 本事業の対象者は、あくまでも販売農家（耕作者）です。 ただし、畑地化支援の活用の際には、土地所有者等の関係者と調整・合意のうえで交付申請を行ってください。	
15	”そば”や”大豆”を受託法人や生産組合に、収穫作業と販売権を委託している場合（特定農作業受委託契約）、畑地化の要望は可能か	・ 本事業の対象者は、あくまでも販売農家（耕作者）のため、委託先との調整や協議が必要です。 原則、当事業を申請する際は、委託では無く、自ら実需先と播種前契約を結んだ上で出荷販売が行える場合に限りま す。	受託法人や生産組合に当事業の対応方針について確認してください
16	畑地化の取組後5年間の途中で耕作者や所有者が変更となった場合はどうなるのか	・ 畑地化支援を活用した農地においては、交付後5年間、水稲以外の販売作物を作付け・販売する必要があるため、途中で耕作者が変更された場合は、残りの期間について、変更後の耕作者が要件を継承して耕作することとなります。	
17	要望調査後に申請地を変更可能か	・ 当事業は要望面積等からポイントの高い順に採択されるため、実際の作付け面積等が、要望調査の内容と相違していた場合、要望当初と比較しポイントが変動するため、事業取り下げとなる可能性があります。	
18	来年（令和8年度）以降も事業は継続されるのか	・ 国は単年度ごとの予算編成のため、未定です。	
19	土地改良区決済金等支援事業を活用したい	・ 当事業は、畑地化に伴い土地改良区から農地を地区除外する際や、経常賦課金の地目を畑に変更する際に発生する決済金に対して定額補助（上限25万円/10a）するものですが、土地改良区ごとに「畑地化促進事業」への対応方針が異なりますので個別対応とさせていただきます。	
20	畑地化支援及び定着促進支援の交付時期いかん	・ 未定ですが、年内払い（12月下旬）出来るよう国と協議して参ります。	